

事業主の皆さまへ

雇用保険に加入していますか

◎ 適用要件

- 次に該当する労働者を雇用する事業主は、雇用保険の手続きが必要です。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること（残業時間を含まない）

② 31日以上の雇用見込があること

◆ 「31日以上^{の雇用見込み}」とは？

31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することになります。

例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険に適用されます。

- ・雇用契約に更新する旨の規定があり、31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが、同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

雇用保険の手続きは、事業所の所在地を管轄するハローワークになります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

令和2年度の雇用保険料率について

～令和元年度から変更ありません～

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和2年3月31日に国会で成立しました。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりとなります（令和元年度から変更ありません）。
- 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

令和2年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		① + ② 雇用保険料率		
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(元年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業 ※	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(元年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(元年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和元年度の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

